

伊勢国府跡 (長者屋敷遺跡第 34 次発掘調査)

所在地 鈴鹿市広瀬町字南野 955 番 3 (6AIH-C 区)
 字荒子 985 番 (6AIF-E 区)
 調査目的 学術調査
 調査期間 平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 3 月 15 日
 調査面積 213 m²
 調査主体 鈴鹿市考古博物館

1 はじめに

長者屋敷遺跡は鈴鹿川の支流である安楽川の左岸段丘上、広瀬町と西富田町にまたがって位置する遺跡です。各所に土壇・土塁状の高まりが残り、瓦も散布することから古くよりその存在が知られ、矢卸長者の伝説と結びつけられ長者屋敷の名が付けられています。昭和 30 年代に行われた京都大学による伊勢国府跡の学術調査の際に注目され、鈴鹿関に関する軍団の遺跡またはある時期の国府であった可能性も考えられました。

遺跡の性格を明らかにするため、鈴鹿市教育委員会が平成 4 年度から本格的に学術調査に着手し、平成 5 年度には遺跡の南部において近江国衙と瓜二つの政庁跡が確認され、奈良時代の伊勢国府跡であることが確認されました。

その後の調査により、政庁の北方において官衙ブロックともいえる瓦葺礎石建物群の存在が徐々に明らかになりました。また、平成 6・7 年度には三重県埋蔵文化財センターによる緊急調査が行われ、北方官衙の建物群を区画する 120 m 方眼の方格地割の存在が提唱されました。これらの成果により平成 14 年 3 月 19 日に政庁及び北方官衙の 2 地区、計 73,940 m²が「伊勢国府跡」として史跡に指定されました。

平成 22 年度の第 28 次調査以降は、国府政庁の北方に位置する方格地割 (官衙ブロック) の範囲を確定するための調査を行い、少なくとも東西 4 × 南北 3 ブロックの方格地割が設定されていたことは事実となりました。平成 26 年度までに北・西限については調査をほぼ終え、残された東限および南側の政庁間の調査へと移っています。

今回の調査では、方格地割がさらに東へ広がるの



調査地位置図 (1/50,000)

(国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図「亀山」「鈴鹿」を使用)

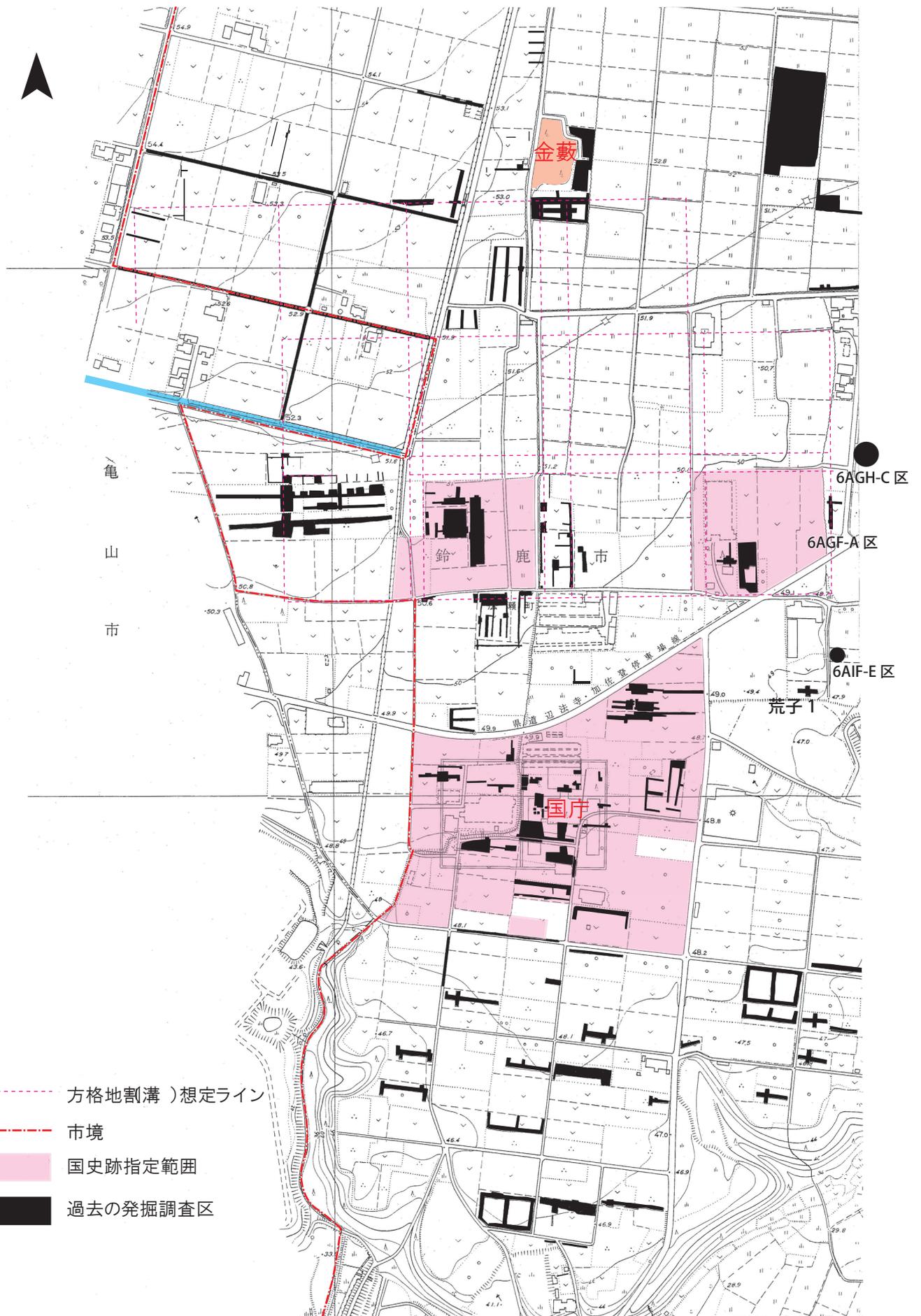
か否かを確認するために、現時点で方格地割の南東隅と考えられている南野北・南ブロックの東側に 6AGH-C 区を設定しました。また南への広がりの確認のため、南野南ブロックの東辺 (方格地割の東限) を南へ延長した線の上に 6AIF-E 区を設定して、区画溝等の有無を確認することにしました。

2 調査の成果

現地調査は平成 28 年 2 月 1 日に着手し、平成 28 年 3 月 15 日に完了しました。

6AGH-C 区 これまでに確実視されている方格地割の南野北・南野南ブロック間の街路 (幅 12 m) が、さらに東に延びている場合を仮定して、街路の両側の側溝が通るであろう畑を 6AGH-C 区として、畑の西辺に沿い幅 2 m の南北トレンチを、南辺に沿い幅 1 m の東西トレンチを設定しました。黒色土の耕作土を除去すると直ちに基盤の黄褐色の礫混り砂質シルト層があらわれます。この上面で遺構検出を試みましたが、検出されたのは近世以降とみられる道路側溝・区画溝のみで、方格地割街路に伴うような正東西の溝は検出されませんでした。

6AIF-E 区 古い航空写真を見ると、方格地割の南野南ブロックの南側に隣接して、方形の地割が存在するように見えます。この区画内では第 1 次調査



伊勢国府跡（長者屋敷遺跡）調査区配置図（1/5,000）

の際に「荒子1区」として調査が行われ瓦を伴う建物の遺構が確認されています。そこで、第20次調査6AGF-A区SD266で確認された南野南ブロックの東限溝の南延長線上に6AIF-E区調査区を設けました。

幅3mの東西方向のトレンチを設定し、耕作土の黒色土を除去すると直ちに黄褐色粘質シルトの基盤層が現れます。その表面で遺構検出を行ったところ、ほぼ想定した線に重なって幅1.75m、検出面からの深さ0.3～0.4mの断面台形状の南北溝SD355を検出した。底部からは細片ながら瓦類も出土しました。埋土の堆積状況は南側から黄褐色土が流れ込んでいる様子が見られSD266に良く似ています。

なお、さらに東側の平坦面にも遺構が存在することを想定して東トレンチを設けたが時期不明の円形土坑1基のほかは風倒木痕のみで、区画溝から東側では遺構・遺物の密度が乏しいことも確認できました。

3 まとめ

方格地割東の6AGH-C区の調査では、街路に当たる東西溝は検出されず、耕地整理以前の地割りも正方位でないことが確認されたため方格地割は、これまでの想定より東へ広がることは無いといえそうです。

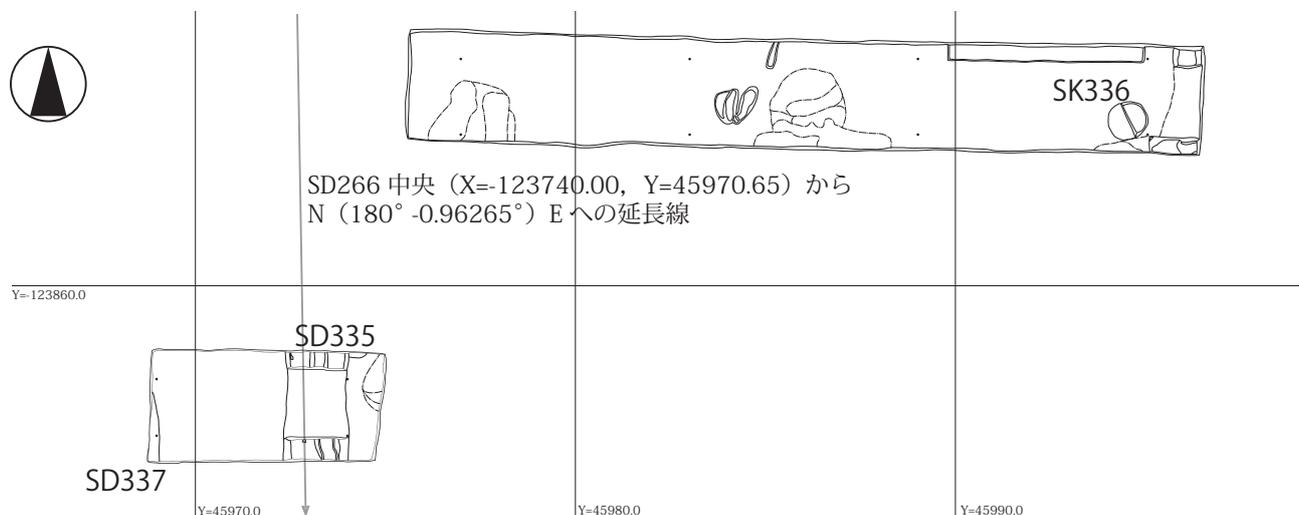
これに対し、南野南ブロックの南側については、これまで想定されていた一辺120mの正方形の方格地割とはやや様相の異なる、方形区画を伴う官衙が存在する可能性が高くなりました。これまでの調査で、政庁と方格地割を伴う北方官衙の間には出

土遺物に時期差があることが指摘され、一体として整備されたかどうかについて若干の疑念が示されています。政庁域と北方官衙の間に位置するこの区画や内部の施設について、年代や企画が明らかになれば、伊勢国府の整備のありかたを知るうえで大きな手がかりとなることが期待されます。

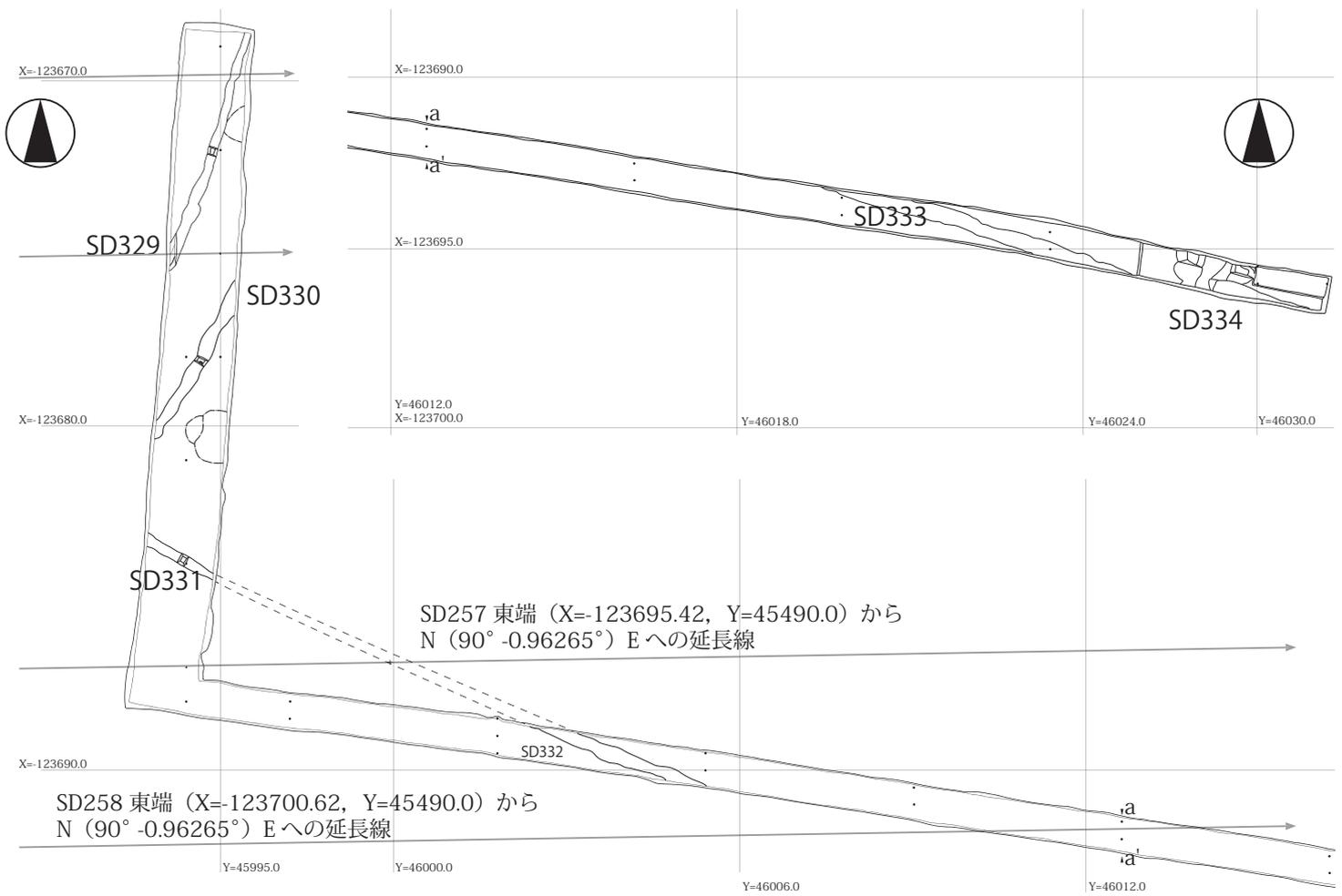


調査地周辺空中写真

(国土地理院撮影 [S36] の空中写真 [MKK61-7-C2-9] を加工)



6 AIF-E 区遺構配置図 (1/200)



6 AGH-C 区遺構配置図 (1/200)



6AGH-C 区南北トレンチ (南から)



6AIF-E 区西トレンチ SD355 (東から)



6AGH-C 区東西トレンチ (西から)



6AIF-E 区東トレンチ (西から)